「鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造)」改訂に伴う関連技術基準の対照表

鉄道構造物等設計標準・同解説(シールドトンネル)

平成17年3月10日現在

頁	条文·解説番号	条文·解説	改訂に伴う読替え
p.3	1.1 【解説】(2) について	鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造物):(財)鉄道 総合技術研究所,平成4年10月	鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造物):(財)鉄道総合技術研究所,平成16年4月
p.76	7. 1 【解説】(1)	曲げによる許容せん断応力度は、「鉄道構造物等設計標準(コンクリート構造物)」(平成4年)の棒部材の設計せん断耐力の算定法に準じて、セグメントの有効高さd=20cm、引張鉄筋比1%のセグメントを基準として定め、これを基に許容せん断応力度を補正できるようにした。	<u>リート構造物)</u> の棒部材の設計せん断耐力の算定法に準じて,セ グメントの有効高さd=20cm,引張鉄筋比1%のセグメントを基準とし
p.76	【解説】(2)	標準(コンクリート構造物)」(平成4年)により,鉄筋コンクリートの有	曲げによる許容せん断応力度は , (1)と同様 , 「鉄道構造物等設計標準 (コンクリート構造物)」により , 鉄筋コンクリートの有効高さd=20cm , 引張鉄筋比1%として算出したものである .
p.109	9.10 【解説】(1) について	これらについては、「鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート 構造物)」(平成4年)による.	これらについては,「 <u>鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート</u> <u>構造物)」</u> による.